

高崎市総合保健センターからのお知らせ

高崎市内で転居された方へ



以下の取扱い業務に該当するものがありましたら、高崎市総合保健センター4階の担当課の窓口で手続きをしてください。

【開庁時間】月曜～金曜日：8時30分～17時15分（土・日、祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉除く）

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課・窓口番号
予防接種	手続きの必要はありません。引き続き同じ予診票つづりを使用できます。	なし	保健予防課 予防接種担当
小児慢性特定疾病 医療費支給	転居後すみやかに、住所変更の手続きをしてください。	右記担当にご相談ください。	保健予防課 難病対策担当 ①
特定医療費 (指定難病) 医療費支給			
先天性血液凝固 因子障害等医療給付	転居後すみやかに、群馬県感染症・疾病対策課に住所変更の手続きをしてください。		
乳幼児健康診査	手続きの必要はありません。年齢に応じて乳幼児健診（1か月児・股関節脱臼検診・3か月児・9か月児・1歳6か月児・2歳児個別歯科・3歳児健診・5歳児健診アンケート）のご案内を郵送します。	なし	健康課 母子保健担当 ②
妊娠中の方 (妊娠届出済)	手続きの必要はありません。妊婦健康診査受診票等は住所を手書きで修正してご使用ください。	なし	
未熟児養育 医療給付	養育医療給付の住所等変更の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・養育医療受給者住所等変更届 ・交付済み養育医療券 ・変更を証明するもの（資格確認書等）のコピー 	健康課 管理担当 ②
市の健康診査 がん検診	手続きの必要はありません。健康づくり受診券は住所を手書きで修正してご使用ください。	なし	健康課 健康づくり担当 ②

高崎市総合保健センター



お問い合わせ先

高崎市総合保健センター 4階

- 保健予防課
TEL 027-381-6112
- 健康課
TEL 027-381-6113 (管理担当・母子保健担当)
TEL 027-381-6114 (管理担当・健康づくり担当)
- 生活衛生課
TEL 027-381-6116

● 駐車場のご案内 ●

高崎市総合保健センター隣接の駐車場をご利用ください。ご利用の場合は、駐車券を窓口にお持ちください。その他の有料駐車場をご利用の場合は、料金は本人負担となります。